

新 特定妊婦等支援事業

医療政策局 健康推進課

事業目的

母子保健医療対策総合支援事業

妊娠・出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困窮、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や新生児が0歳0日で虐待死に至る場合があるなど、妊娠期から支援することが重要である。

このため、特定妊婦と疑われる者等を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を確認し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

予算額： 11,758 千円

事業概要

【対象者】

特定妊婦（※）と疑われる者、妊娠や性に関する疾病等で悩んでいる10代等の若者

※ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項）

【事業の内容】

予期せぬ妊娠等や、性感染症などの性に関する疾病等に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を確認し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な場合には、産科等医療機関への同行支援や受診費用（初回分に限り）に対する助成を行う。

また、アウトリーチによる相談支援や継続的な相談支援等の過程において、特定妊婦等の居所が不安定である等の場合、一時的な居場所として、宿泊施設等を確保する。なお、本事業により把握した特定妊婦等については、本人同意のもと市町村に情報提供するとともに、その後の支援について、市町村の伴走型相談支援の担当者とも連携を図ることとする。

